

1. 下水道使用料見直しの背景について

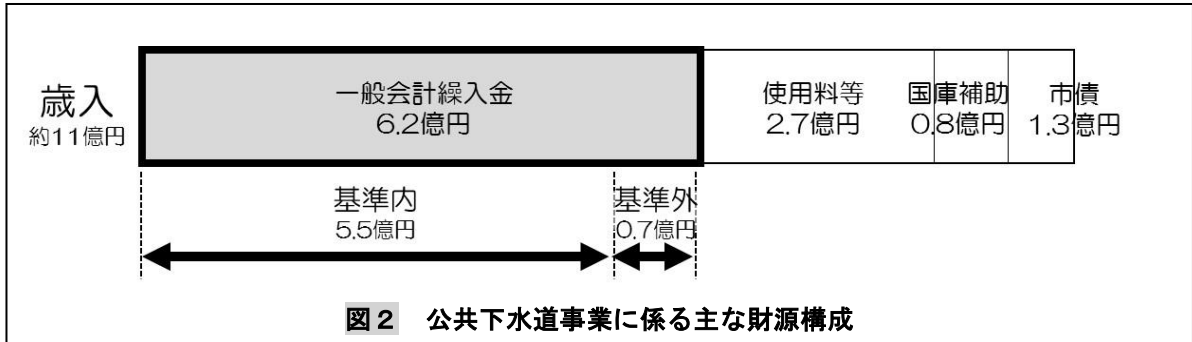
平成29年に策定した経営戦略において、「平成31年度に下水道使用料の見直しを行うこと、及びそれ以降も4年に一度、4%程度で見直しが必要」となる旨が記載された。また、平成26年に実施した下水道事業審議会においても、一般会計繰入金に依存した経営体制の改善について議論がなされ、東部処理区域内外の不公平感をなくすため継続検討する旨の指摘を受けた。独立採算は公営企業の原則であり、一般会計繰入金に依存した経営体制の段階的改善が急務といえる。

2. 公共下水道事業経営の現状について

人口減少等により経営環境が厳しさを増す中、上下水道部下水道課では、下水道使用料の改定のみならず、経営改善に向けた取組み(図1)を従前から着実に実施してきたが、事業運営費の約6割を一般会計繰入金(基準内、及び基準外)によりまかなっているのが現状である(図2)。

平成23年	処理施設運転業務等の包括委託化による民間運営ノウハウの活用
平成27年	下水道使用料金の体系見直し、料金改定
令和元年	ストックマネジメント計画に基づいた効率的な改築更新等の実施
令和2年	公営企業会計の適用による収支見通しの的確な把握

図1 公共下水道事業の経営改善、及び経費削減に向けた取組の例



公共下水道事業の主な歳入としては、一般会計繰入金(基準内外)、下水道使用料、及び下水道枝線整備(面整備)に伴う受益者負担金が挙げられる(図3)。一般会計繰入金(基準内)は、元金償還金等の主な財源となっており、令和2年度をピークに減少傾向となるが、繰入金に依存した財源構成は解消されない見込み。一般会計繰入金(基準外)は、職員人件費や建設改良費の一部の財源となっている。下水道使用料は、処理区域内の人口減少の長期化に伴い、その分目減りする見込み。受益者負担金については、数百万円程度(H29~R1の平均)の規模であり、下水道整備率が約9割であることから大幅な増収は見込めない。一方、主な歳出の状況については、建設費に係る元金償還金は減少するものの、計画的な点検・清掃に伴う施設管理費や機械・電気設備の老朽化に伴う中長期的な改築更新費等がかさむ見込みである。

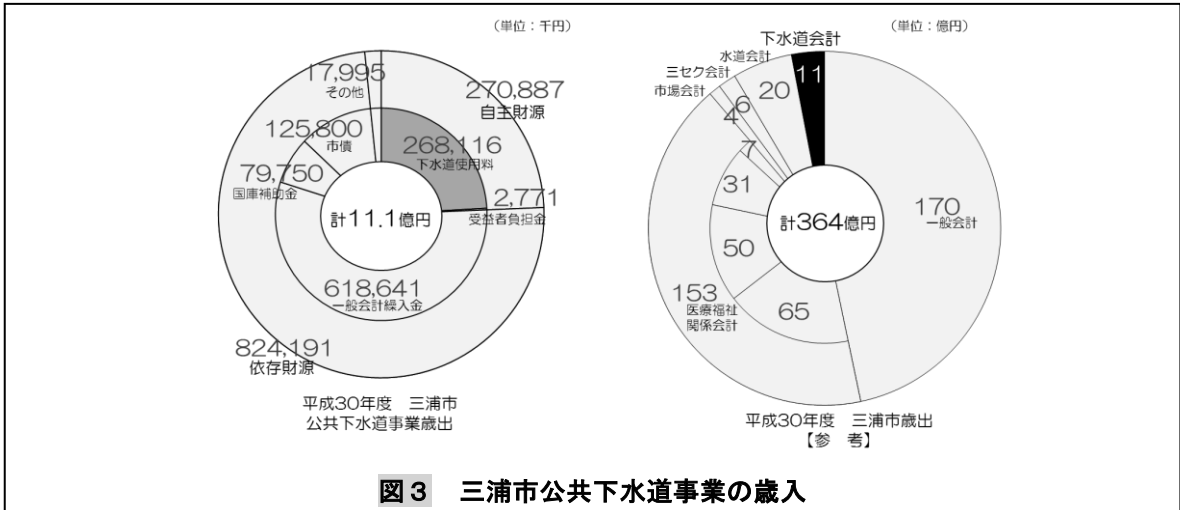
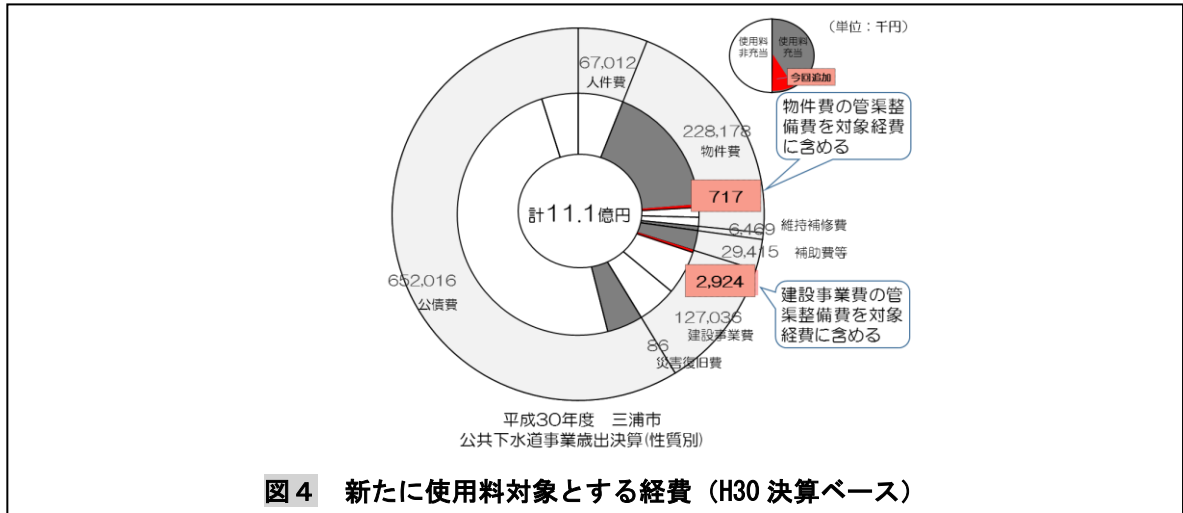


図3 三浦市公共下水道事業の歳入

3. 下水道使用料改定検討の方向性について

老朽化する下水道関連施設を健全な状態に保ち、安定した汚水処理サービスを将来世代へと確実に引き継ぐためには、基準外繰入分をなくすこと、すなわち建設改良費の一部(a)、及び人件費(b)を下水道使用料でまかなう独立採算化が重要である。しかし、実行可能性の観点から、まずは、建設改良に係る費用の一部(a)を下水道使用料でまかなうこととし、財政収支の試算を行う。また、前回の平成27年度の改定時には料金体系の改定を行っていること、この5年間で市内の産業構造等の変化はほとんどないものと判断し、料金体系の見直しはしない検討とする。



4. 公共下水道事業会計の財政収支の見通しについて

財政収支の試算結果によると、令和4年度から令和27年度までの24か年で約7億円不足する見込みとなり、26.2%の下水道使用料の値上げが必要という結果を得た。この約7億円の内訳としては、歳入減少分(人口減)が6億円、歳出増加分(施設管理費の増)が1億円となっている。

下水道使用料の値上げにあたっては、市民生活等への影響を最小限とするため、令和4年度から段階的な値上げ(4年ごとに4.4%)としたい(表1)。これにより、従前の一般会計繰入金(基準外)でまかかってきた費用のうち、建設改良に係る費用の一部を下水道使用料でまかなうこととなり、一般会計繰入金に依存した経営の一部改善が果たされる。

期 間			R4~7	R8~11	R12~15	R16~19	R20~23	R24~27	合計
歳入(a)	下水道使用料(現行)	人口減少に伴う減	997	944	893	843	790	744	5,211
歳出(b)			1,157	989	945	940	947	945	5,923
	施設管理費	ストマネ実施に伴う増	634	615	633	632	633	640	3,787
	一般管理費	一定	84	84	84	84	84	84	504
	建設改良費		41	19	34	24	29	30	177
	元金償還費	減少傾向	113	71	39	44	43	37	347
	仮払消費税等	285	200	155	156	158	154	1,108	
差額(a)-(b)			-160	-45	-52	-97	-157	-201	-712

期 間			R4~7	R8~11	R12~15	R16~19	R20~23	R24~27	合計
歳入(a)	下水道使用料(改定案)		1,041	1,027	1,011	991	964	939	5,973
	(累積値上げ率)		4.4%	8.8%	13.2%	17.6%	22.0%	26.2%	26.2%
	世帯平均(円/月)※現状3,200円		3,600	4,000	4,400	4,500	4,900	5,200	-
差額(a)-(b)			-116	38	66	51	17	-6	50

(単位：百万円)

表1 主な歳入・歳出の見通し、及び下水道使用料の改定案

5. 下水道使用料の見直し案について

下水道使用料は、4.4%の一定の値上げ率とし、下水道使用料金を表2の通り改定することとしたい(算定期間：令和4年度～7年度)。

単位：円（税抜）

区 分		現 行	改 定 案		
			値上額	値上率	
基本使用料					
一般汚水	～10 m ³	1,006	1,050	44	4.4%
業務等汚水		2,012	2,101	89	4.4%
公衆浴場等汚水		106	111	5	4.4%
従量使用料					
一般汚水	11 m ³ ～	165	172	7	4.4%
業務等汚水	21 m ³ ～	189	197	8	4.4%
	31 m ³ ～	225	235	10	4.4%
	41 m ³ ～	260	271	11	4.4%
	51 m ³ ～	307	321	14	4.4%
	101 m ³ ～	331	346	15	4.4%
	201 m ³ ～	355	371	16	4.4%
	301 m ³ ～	379	396	17	4.4%
公衆浴場等汚水	11 m ³ ～	10	10	0	4.4%

表2 下水道使用料金の改定案

6. 今後のスケジュールについて

- 2021年 8月 下水道事業審議会(諮問)
- 10月 下水道事業審議会(答申)
- 12月 下水道条例改正
- 2022年 7月 改正条例施行(令和4年度)

(参考1)下水道使用料の改定等について

三浦市では、下水道法第20条に規定される三浦市下水道条例を平成9年7月に制定し、以降、水道料金等と合わせて徴収事務を実施している。前回の下水道使用料改定は平成27年であり、「一般会計繰入金金の抑制」及び「下水道施設の維持管理の重要性」を改定の主な理由とした。令和元年度における下水道使用料単価は161円/m³であり、汚水処理原価496円/m³に対して非常に安価である。